

恒久的な地域密着型金融推進計画

当組合は、平成 19 年度に恒久的な地域密着型金融への取組み方針を策定致しましたが、今回、平成 23 年度における進捗状況を地域の皆様に公表いたします。

この推進計画は、当組合が地域金融機関として今後どのように地域貢献していくかを検討のうえ策定しており、当組合の取組み姿勢をご理解いただけるものと思います。

当組合は、これからも相互扶助の理念に基づく協同組織金融機関として、地域社会の活性化のお役に立ちたいと考えております。

平成 24 年 3 月 31 日現在

新潟大栄信用組合

◆ 経 営 理 念 （昭和52年 5月制定）

『力を合わせて豊かな暮らし』

いかなる情勢にあろうとも、「利用者にとって利用し甲斐があり、職員にとって働き甲斐があり、経営者にとって経営し甲斐のある信用組合」を目指して、その実を挙げることを経営理念とする。

◆ 経 営 方 針 （昭和52年 5月制定）

- ・ 経営の基盤と経営力強化に努める。
- ・ きめ細かな金融サービスの提供に努める。
- ・ 経営の効率化、合理化による収益力強化と自己資本の充実を図る。
- ・ 法令遵守、リスク管理体制の徹底を図る。
- ・ 和して競う職場をつくる。

◆ 中 期 経 営 計 画 （抜粋）（取組期間 平成23年 4月 1日～平成28年 3月31日）

I. 地域における円滑な金融仲介機能の発揮

1. 取引先企業の経営改善等への取組みに対し、貸出条件変更を始めとした資金面の支援に加え、コンサルティング機能・情報提供機能を充実したより実効性ある支援に取り組む。
2. 経営改善支援においては、本部・営業店が十分連携を図りながら適切・継続的なフォローアップに取り組む。
3. 外部研修等を積極的に活用することにより、職員のコンサルティング・情報提供機能の底上げを図る。
4. 経営改善支援への取組みにおいては、担当税理士等と情報交換を進めながら、必要に応じ外部機関と連携を図りながら実効性ある取組みに努める。
5. 創業・新事業展開を図る事業者に対しては、事業内容の将来性・採算性に併せ、与信先の対人信用を重視した金融支援に取り組む。
6. 組合員、お取引先から消費者金融(サラ金)の被害者を出さないことを目的に、日常から身近な相談者として取引先との関係強化に取り組む。

○ 地域密着型金融の恒久的取組みの基本方針

地域経済が依然として厳しい経営・生活環境にある中、協同組織金融の特性を発揮して「地域の皆様にとって利用し甲斐のある金融機関」を実践する為、地域皆様の身の丈・ニーズに即した金融サービスを提供しながら地域貢献を果たしてゆくことを基本方針に、これからもより積極的な取り組みに努めて参ります。

○ 地域密着型金融の恒久的取組みの推進状況

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

① 経営改善支援への取組み

具体的取組策	・ 厳しい経営環境の中で経営改善に積極的に取り組む取引先に対し、本部、営業店が連携を図りながらコンサルティング機能等を発揮したより実効性ある経営改善支援に取り組む。 ・ 経営支援においては、必要に応じ外部機関（地方公共団体・商工会議所・商工会・保証協会等）と連携を図りながら取組みを進める。
具体的取組結果	・ 平成 23 年度においては、経営支援先 16 先の他、経営改善を必要とする取引先に対し、貸出条件変更を始めとした資金支援と共に、経営改善計画書の策定・分析を通じた経営内容の現状把握、問題分析、改善方針の検討、対策の提案・助言に取り組んでいます。 ・ 平成 23 年度においては、厳しい経済環境を反映し、経営支援先で債務者区分のランクアップに繋がった取引先はありません。

② 経営支援担当職員の外部研修派遣

具体的取組策	・ 経営支援の為のコンサルティング・情報提供機能の底上げを図る為、上部団体等が主催する各研修会を積極的に活用する。
具体的取組結果	・ 平成 23 年度においては、経営支援に直接携る本部・営業店担当職員延べ 25 名を外部研修へ派遣し、取引先に対してより専門的且つ有効な助言を提供できる態勢強化を図っております。

③ 倒産防止特別融資制度の活用

具体的取組策	・ 倒産防止特別融資を活用し、地域中小零細企業の経営改善への取組を資金面で支援する。
具体的取組結果	・ 平成 23 年度における倒産防止特別融資制度の取扱実績は、2 件 32,920 千円となっております。

2. 地域の面的再生への積極的な参画

① 多重債務者発生の未然防止への取組み

具体的取組策	・ 組合員、お取引先から、消費者金融(サラ金)の被害者を出さないことを目的に、多重債務者発生未然防止への取組みを推進する。
具体的取組結果	・ 渉外活動等を通じて取引先の負債状況、信用状況を把握し、予期しない失業、災害等を原因とした負債を原因として生活の安定に支障が生じている場合は、早期に家計相談、弁護士等の外部専門家との面談を通じて生活再建の可能性を検討し、生活再建が見通せる場合は資金支援を実施すると共に、事後においても債務者の現状を継続的に管理しております。 ・ 平成 23 年度における負債整理融資の取扱実績は、29 件 318,890 千円(下記、家庭安泰特別融資を含む)となっております。

② 家庭安泰特別融資制度の活用

具体的取組策	・ 家庭安泰特別融資制度を活用し、予期しない失業・災害等により生活の安定に著しい支障が生じている取引先の生活再建を支援する。
具体的取組結果	・ 平成 23 年度における家庭安泰特別融資制度の取扱実績は、8 件 84,630 千円となっております。

【経営改善支援への取組み状況】

【23年4月～24年3月】

(単位:先数)

		期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先 α	α のうち 期末に債務者区分が ランクアップした先数 β	α のうち 期末に債務者区分が 変化しなかった先数 γ	α のうち 再生計画を策定した 先数 δ	経営改善支援 取組み率 $= \alpha / A$	ランクアップ率 $= \beta / \alpha$	再生計画策定率 $= \delta / \alpha$
正常先 ①		558	1		1	0	0.2%		0.0%
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	119	10	0	8	10	8.4%	0.0%	100.0%
	うち要管理先 ③	9	1	0	1	1	11.1%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④		12	3	0	2	3	25.0%	0.0%	100.0%
実質破綻先 ⑤		8	1	0	1	1	12.5%	0.0%	100.0%
破綻先 ⑥		13	0	0	0	0	0.0%	—	—
小 計 (②～⑥の計)		161	15	0	12	15	9.3%	0.0%	100.0%
合 計		719	16	0	13	15	2.2%	0.0%	93.8%

注)・期初債務者数及び債務者区分は、23年4月当初時点で計上しております。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。

・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を計上しております。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は、 α に含めるものの β に含めません。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が、期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含めております。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については、仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても期初の債務者区分に従って計上しております。

・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を計上しております。

・「再生計画を策定した先数 δ 」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「当組合独自の再生計画策定先」

・みなし正常先については、正常先の債務者数に計上しております。

・期中に新たに取引を開始した取引先については、本表に計上しておりません。